

一般社団法人宮崎青年会議所  
誰もが活躍できる青年会議所活動の基準に関する規程  
(案)

(目的)

第1条

この規程は、一般社団法人宮崎青年会議所（以下「本会議所」という。）に所属する個人である会員（以下「所属会員」という。）誰もが尊重され、青年会議所で発展と成長の機会を均等に享受し、その結果、社会により良い変化をもたらすための様々な価値観を包摂した活力ある団体を実現するために、誰もが活躍できる青年会議所の組織の在り方に関して基本理念を定め、並びに組織の生成促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、誰もが活躍できる青年会議所を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条

この規程において、誰もが活躍できる青年会議所とは、本会議所の所属会員が、団体の対等な構成員として、自らの意思によって団体のあらゆる活動に参画する機会が確保され、もって誰もが均等に、社会により良い変化をもたらすための発展と成長の機会を享受することができる青年会議所をいう。

(時間)

第3条

- 1 本会議所は、活動に参画する所属会員の属性に応じ、本規程の目的に沿うよう、その活動を実施する時間帯、日程及び活動所要時間を設定するよう努めるものとする。特に、本会議所において、団体を運営していく上でその実施が必要不可欠である各種会議については特に慎重に設定するよう努めるものとする。
- 2 前項の設定に際しては、開始時間及び終了時間を設定するとともに、それを遵守するよう努めるものとする。
- 3 本会議所は、前2項のほか、所属会員相互の各種連絡を行う場合においても、特に緊急を要する場合を除き、社会通念に照らして合理的な時間帯に行うよう努めるものとする。

(費用)

第4条

本会議所は、その役職にかかわらず、会費その他活動に付随して負担を求めら

れる費用について、本規程の目的に沿うよう、その必要性、妥当性及び負担割合その他について適切に設定し、費用負担が役職を担うことの阻害事情にならないよう最大限配慮するものとする。

(会議等開催方法)

#### 第5条

本会議所は、対面での事業及び会議等の開催に加え、その事業及び会議の目的を達成できる限りにおいて、その事業及び会議の特性、並びに構成員の所在地及び属性に照らし、WEBその他の方法により、遠隔地にいる多数の所属会員が参加可能となる方法を検討するよう努めるものとする。

(服装)

#### 第6条

本会議所は、開催する事業及び会議の目的を達成できる限りにおいて、その参加者の属性及び社会通念に照らし、できるだけ多くの所属会員に参加の機会を確保するとの観点から、適切な服装に関する定めをその都度設定するよう努めるものとする。

(産休・育休)

#### 第7条

本会議所は、出産予定の女性会員及び育児を行う所属会員に対し、当該所属会員の会費並びに各種事業及び会議における出席義務を減免する措置を講じるなど、当該所属会員のライフステージに合わせた活動参画を支援するものとする。

(任意規定)

#### 第8条

本規程各条に定める措置は、いずれも本会議所並びにその時々における社会情勢において、時代に即して最適な施策を定めるべきものであり、団体の裁量に委ねられていることを確認する。

以上

#### 附則

この規程は、令和5年8月23日より施行する。